

事業者の皆さまへのお願い

犯罪等の被害に遭われた 従業員の方への 理解と支援について

犯罪等の被害に遭うと・・・

- ✚ 心身の不調などから、仕事上で小さなミスが増えたり、能率が下がる。
- ✚ 治療のための通院や捜査、裁判手続のために欠勤が増える。
- ✚ 会社に迷惑をかけているとの思いからストレスが生じる。

こうしたことから、

仕事を続けたくても辞めざるを得ない状況になることも少なくありません。

犯罪等の被害に遭われた従業員の方が
仕事を続けられるようにするためには、
職場の配慮や支援が必要です。

－犯罪等とは－

「犯罪及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為」で、犯罪の構成要件に該当する行為だけでなく、犯罪の構成要件を満たしていないDVや児童虐待、ストーカーなどの、犯罪に準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為も「犯罪等」に含まれます（交通事故・事件も含まれます）。



犯罪被害者等支援
シンボルマーク
「ギョっとちゃん」

犯罪等の被害に遭われた従業員の方が仕事を続けられるように
するため、職場環境の整備について、考えてみましょう。

具体的な取組例

● 勤務変更や勤務調整

犯罪等の被害に遭われた方の希望に応じた部署への異動や仕事内容の変更、時短勤務の活用などについて、検討・調整を図る。

● 既存の特別な休暇制度の活用

既に病気休暇や裁判員休暇等の特別な休暇制度を導入されている場合、その制度の対象に犯罪被害者等を含めることを就業規則等で明示する。

（休暇制度の対象に犯罪被害者等が明記されていない場合も、犯罪被害者等となった従業員は休暇の取得が可能であることを周知すると、従業員に安心感を与えることができます。）

● 「犯罪被害者等休暇制度」の創設

どのような被害を休暇制度の対象に含めるのか、休暇の付与日数を何日にするのかなどを検討し、犯罪等の被害に遭われた方に特化した特別休暇制度を設ける。

● 従業員に対する理解の促進

日頃から、社内広報等で、犯罪等の被害に遭われた方の置かれている状況や支援の必要性について従業員へ周知を行うほか、研修を実施する。

犯罪等の被害に遭われた方は、周囲の理解又は配慮に欠ける言動、インターネットを通じて行われる誹謗中傷などに悩まされることがあります。

こうした二次被害を生じさせないために十分な配慮をいただくようお願いします。

愛知県では、愛知県犯罪被害者等支援条例に基づき、犯罪被害者等向けの相談窓口を設置するとともに、各種支援制度や、県民への理解促進のための広報啓発活動を実施しています。

【愛知県犯罪被害者等のための総合的対応窓口】

052-954-7545 相談時間：午前9時～午後5時15分

月～金（祝休日・年末年始は除く）



愛知県の支援施策は
こちらからご覧ください。

～愛知県犯罪被害者等支援条例（2022年4月1日施行）～ 第6条 事業者の責務

- 犯罪被害者等が置かれている状況・支援の必要性の理解
- 二次被害への配慮
- 雇用する犯罪被害者等の就業への配慮
- 愛知県が実施する犯罪被害者等支援に関する施策への協力



条例の全文はこちらから
ご覧ください。

《お問合せ先》

愛知県防災安全局県民安全課安全なまちづくりグループ

TEL 052-954-6176

E-mail kenmin-anzen@pref.aichi.lg.jp